



# 全国センター通信

働くもののいのちと健康を守る全国センター  
 発行責任者：秋山 正臣  
 〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4  
 平和と労働センター・全労連会館6階  
 Tel (03) 5842 - 5601  
 年額1,500円  
 (送料込、会員は会費を含む)





## 今こそ、いのちと人権を守る政治を 10・19いのちまもる総行動

医療・介護・福祉に国の予算を増やせ！10・19いのちまもる総行動が、10月19日に日比谷野外音楽堂で開催されました。この総行動は、日本医労連や全日本民医連、保団連、中央社保協などの団体が実行委員会形式で取り組み、現地に2300人が全国各地から集まり、ユーチューブ視聴も含めて3000人が参加しました。この集会は、コロナ禍のもとでも中止をせず日比谷野外音楽堂で毎年開催してきましたが、日比谷野外音楽堂への参加を基本に呼びかけたのは4年ぶりとなります。

### 働く仲間にエール

集会では、開会にあたり日本医労連の佐々木悦子執行委員長があいさつを行い、「岸田首相は医療・介護の規制緩和を指示し、さらに保険証のマイナカードへの一本化を強行しようとしています。いまこそ命と人権まもる政治が求められています。医療・介護・福祉の賃上げ・増員にむけた診療報酬・介護報酬の大幅引き上げ、地域医療を守れなど声をあげましょう」と呼びかけました。

参加者が楽しみにしていたトークショーは「ザ・ニューズペーパー番外編」の皆さんが登壇しました。トークショーでは、与野党政治家に扮したメンバーが、政治を風刺しながら会場を爆笑の渦に包み込み、医療・介護・福祉で働く仲間にエールを送りました。

司会者より日本医師会、日本歯科医師会からのメッセージ紹介の後、国会議員から激励のあいさつが行われました。最初に、立憲民主党を代表して近藤昭一衆議院議員からあいさつを頂き、次に、日本共産党を代表して田村智子参議院議員からあいさつを頂きました。

### いのちに格差を持ち込む仕組みが…

リレートークでは、最初に福祉保育労群馬支部つくしんぼ分会の柳澤万理子さんが保育現場からの訴



えを行い「保育士賃金は全産業平均より7万円も低く、保育士の配置基準も56年前から変わっていません。低い賃金と配置基準が保育士不足の原因です」と報告しました。次に、社会福祉法人千葉勤労者福祉会の門脇めぐみさんが介護現場について「介護崩壊は始まっています。全産業平均より月7万円も賃金が低くは介護職が増えるわけがありません。賃上げや人員基準・報酬引き上げが必要です」と訴えました。3番目に京都民医労副執行委員長の早川智里さんが看護現場について「患者さんに向き合うほど苦しくて1人ではどうしようもない現実があります。医療・介護に利益を求め、いのちに格差を持ち込む政治の仕組みが、私たちに苦しめています。現場実態を可視化して世論に訴え、政治を変えたいです」と訴えました。最後に、医師・歯科医師を代表して保団連理事の山崎利彦さんが「コロナ禍を乗り切った医師の一割が診療所を閉めようとしています (2面につづく)」

### 〈今月号の記事〉

第34回じん肺キャラバン……………	2面
全労連労働時間短縮運動交流集会……………	3面
各地・各団体……………	4～6面
過労死防止シンポ中央会場／私の一冊……………	7面
MIC セクハラ web アンケート……………	8面

す。マイナンバーカードのために殺されようとしています。デタラメな制度を認めてはいけません。安全安心の医療を一緒につくりましょう」と呼びかけました。すべての訴えに会場から大きな拍手が送られました。

### 元気に銀座パレード

集会の最後に、集会アピールの提案を東京医療関連協の松井愛子さんが行い、大きな拍手で確認されました。シュプレヒコールは、自治労連の山本輝美さんのコールで、会場全員で「いのちまもる」のボードを掲げて厚生労働省にむかって行いました。

東京医療関連協の青山光さんによる銀座パレードの指示のあと、保団連の住江憲勇会長が「集会は大きく成功しました。喫緊の課題は国民皆保険制度を守るための保険証の存続と社会保障給付の拡大です。暮らしと医療・介護の困難打開には所得再分配機能の強化、大企業・富裕層への課税強化による社



会保障給付の拡大が求められています。大軍拡では困難打開はできません。このことを確認して閉会とします」と閉会あいさつを行いました。

銀座パレードでは、「保険証なくすな」「診療報酬・介護報酬の大幅引き上げを」ののぼりを掲げて、要求を訴えながらパレードしました。

実行委員会では10月18日に日本医師会と10月19日には厚生労働省に懇談・要請を行いました。

(医労連 内田博之)

## なくせ！じん肺・アスベスト すべての労災職業病の根絶を

### 第34回全国キャラバン

第34回なくせ!じん肺全国キャラバンは、10月2日にスタートし、全国各地で、労働局、都道府県、地方自治体などに要請を行い10月23～24日に東京での集結行動を迎えました。

### 下請工に償いを

従来、厚労省前で行っていた集結集会ですが、今年は、三菱重工本社前で行いました。三菱重工長崎造船所で働いていた下請け工や遺族に対しての責任を認めず、要請もまったく受け付けない三菱重工に対してあらためて要請を申し入れたものです。

しかし、事前に求めた要請に対し会社側は警備員での対応のみ。長崎から駆けつけた原告の声を聞こうとする姿勢はまったくありませんでした。

要請団から不誠実な対応について報告を受け、各地で闘う原告・弁護団から連帯と激励の訴えが行われました。「三菱の発展を支えてじん肺に罹った下請工に償い、合併症の否定や『時効』による切捨て



をせず、全員救済を」と訴えました。約200人が結集し、連帯と激励を行いました。日本有数の大企業の姿勢が問われます。



鈴木剛弁護士の基調報告

### 集結集会は300人

集結集会は、23日、衆議院第1議員会館で行われました。鈴木剛弁護士の基調報告では、今回のキャラバン行動に各地で約1000人が参加し、現在提訴中の裁判は19件と報告されました。全国での取り組みの報告や「トンネルじん肺」基金創設「建設アスベスト救済法」の改正について発言があり、国会議員20人からの激励のあいさつがありました。

国交省、厚労省、環境省、経産省への要請行動も行われました。

24日は日比谷公園からスタートし国会請願デモ。「じん肺・アスベスト被害根絶」「三井・三菱は被害者に謝罪を」とシュプレヒコールを行いました。

(編集部)

# 時短の歴史に労働者の闘いは不可欠

## 全労連 労働時間短縮運動交流集会

10月25日、全労連は労働時間短縮運動交流集会を開催し、フランスの時短運動を学び、産別の運動を交流しました。全労連は、時間外労働の削減とあわせて所定労働時間を一日7時間、週35時間にす「労働時間短縮運動」にとりくんでいます。とりくみの具体化として賃上げと時短の実現をめざす「TIME&Wage 運動」を開始しています。

開会あいさつで小畑雅子議長は、「一日の労働時間が7時間なら辞めずに済んだ」「最初からフルタイムの仕事が選べた」という女性組合員の声を紹介しながら、賃上げと時短の実現は、男性が家事労働を担えるだけでなく、女性が働き続け、男女の賃金格差を解消する道だと述べました (写真上)。

黒澤幸一事務局長は、異常な長時間労働の実態を示しながら問題提起を行いました。日本の平均労働時間は1710時間 (厚労省毎勤統計調査) で前年より30時間増え、北欧・西欧より15%も多いことを報告しました。特に、運送業や教員、公務員の長時間労働は放置できない水準にあり、業務量の増加や人員不足が原因だと指摘しました。長時間労働は、生産性の低下だけでなく、健康や家族関係の維持も阻害すると強調しました。

また、政府・厚生労働省が10月に新しい働き方に関する研究会報告を公表したことに触れ、労基法の柱である労働時間規制が緩和される危険性を指摘しました。企業の労働者保護責任をないがしろにし、個々の労働者が自ら健康確保を図るという方向への転換も狙われています。

労働時間に関しては、男女格差も問題です。「家庭は女性、男性は長時間労働」といったスタイルを



抜本的に変えなければジェンダー平等社会は遠いことから、特に男性の働き方を変える必要性を訴えました。その上で、賃上げと労働時間短縮をセットにして要求し、職場でのたたかいと社会的なたたかいを両輪に進めよう訴えました。

### 35時間労働が法制化—フランス

フランスの時短運動については、CGTの執行委員であるアガドゥール＝ブルドゥさんが報告しました (写真右)。

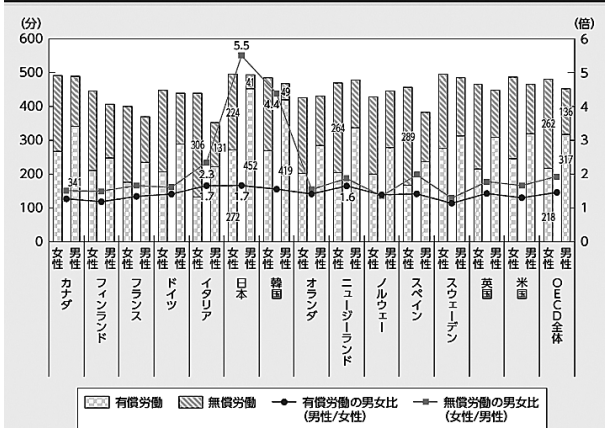


報告では、CGTが20世紀初頭から労働時間の短縮が賃上げ、雇用創設、福祉向上をもたらすと訴えてきたことを述べた上で、労働時間短縮をめぐる歴史を語りました。ILO 1号条約締結によって労働時間の法規制が実現したものの、使用者の抵抗で完全実施が35年となり、ホワイトカラー労働者が適用除外とされました。その後第2次世界大戦で週60時間労働に逆戻りしたものの、80年代に週30時間、1999年に週35時間労働が法制化されています。一方で、ホワイトカラー労働者は、労働日のみが規制対象となり、労働時間の上限規制が撤廃されています。労働時間短縮をめぐる歴史は、労働者のたたかいが不可欠だと教えてくれています。

年金改悪反対のたたかいなど、CGTは2016年に週32時間労働もしくは週4日労働を打ち出し、組合員がストや組織化でたたかっていることも報告されました。

産別の報告は、建交労、日本医労連、JMITU、国公労連、全教、自治労連が行いました。すべての産別から、労働時間短縮には人員増の要求が欠かせないことが述べられるなど、とりくみに対する認識が共有されました。(全国センター 秋山正臣)

図表1 男女別に見た生活時間 (週全体平均) (1日当たり、国際比較)



男女別に見た生活時間 (週全体平均) (1日当たり、国際比較)  
 一内閣府男女共同参画局 (gender.go.jp)

## 各地・各団体のとりくみ

大阪

### 労働者の健康を正面から位置づける組織を 30周年記念のつどい

大阪労働健康安全センターでは、10月14日に大阪グリーン会館で「創立30周年記念のつどい」を開きました。

大阪センター創設の前夜、労働戦線ではその右翼的再編が既に完了し、1990年代に入ると労働者派遣法の改悪など新自由主義による規制緩和の動きが本格化しました。その下で労働者の健康問題を正面から位置づける労働組合運動が強く望まれるようになり、大阪労連はその期待に応えて、大阪職対連との共同のよびかけを行い、1993年12月に大阪センターを設立しました。全国センターの結成よりも5年早い設立でした。大阪労連ではその財政的裏づけとして、傘下の労働組合員1人あたり10円の組合費値上げを行い、センター結成の意気込みを示しました。その時から30年の歩みです。

### いの健運動を広げる大切さ

バイオリンとピアノの演奏で始まった「つどい」では、主催者挨拶に続き、九州社会医学研究所所長の田村昭彦さんが「コロナ禍の今、いの健運動を広げることの大切さについて」と題する記念講演を行いました。講演ではコロナ禍で顕在化した問題点や今後の運動の課題が多面的に示されました。そのうえで今後の運動を担う後継者の育成をめざした活動として、田村さん自身が深く関わってきた北九州労健連の学校・「ROUAN 塾」の経験が紹介されました。2013年から始まった「塾」は若手活動家の育成が目的であることが明確にされ、今年で第4期目、月1回のペースで半年間行なわれます。企画



報告する鈴木事務局長

運営委員会には若者も参加し、40人が登録して毎回30人が参加しています。

そして記念講演の後、いの健全国センター理事長の埴田和史さんをはじめ、大阪労連、いの健京都センター、大阪民医連、福保労大阪地本、紙パ連合関西西北陸地連など関係団体の方々からのお祝いのスピーチが行なわれました。どのスピーチも、ご自身の立場や経験と大阪センターの活動とを重ねあわせながら、大阪センターの存在意義を評価し、今後のさらなる発展に期待するものでした。

### 「30周年」記念誌を発行

最後に、「つどい」の前に開かれた第31回定期総会で確認された事務局長の交代が報告され、10年間事務局長を務められた鈴木まさよさんが退任の挨拶を、元全労働省労働組合の丹野弘さんが事務局長着任の挨拶をしました。

なお今回の「つどい」に併せて30周年記念誌『いのちと健康第3集』が発行され、2013年から10年間の活動が具体的にわかりやすくまとめられています。(大阪センター 重田 博正)

## 時間外労働に上限を 住民と職員のいのちと健康を守りきるために 自治労連 いのちを守るアクション署名にご協力を

自治体や公務公共職場における長時間労働の解消と時間外労働の上限規制の実現をすすめる「33アクション」がスタートしました。10月26日のスタート集会にはオンラインで70人以上が参加。看護師、保健師、本庁職場などから6人が現場の長時間労働の実態を報告し、人員増や上限規制の必要性を訴えました。

労基法33条は、災害などの明確な理由がある場合

に、従業員に対して例外的に時間外労働を行わせることができる」という規定でコロナ禍で、そのことを理由に無制限な時間外労働が横行していました。「33アクション」では、抜本的な人員増と、時間外労働の青天井を可能とする労働基準法「33条」の例外規定見直しを求める署名にとりくんでいます。皆様のご協力をお願いします。



**各地・各団体のとりくみ**

静岡

**途切れることなく多くの相談**

アスベスト110番

静岡アスベスト被害対策連絡会議は10月21日、「静岡アスベスト被害救済110番」を行いました。連絡会議はアスベスト弁護団、静岡民医連、静岡安全健康センターが2005年、クボタショックの際に結成し、以後22回のアスベスト110番を実施するなど静岡のアスベスト被害の調査・掘り起こし・被害者支援をしてきました。

今回の「110番」では17人から相談がありました。複数の中皮腫の患者さんや、びまん性胸膜肥厚の人、診断がまだついていない人等の相談があり、民医連の専門医による診断・治療の紹介、労災申請・アスベスト救済法での申請の相談、国の給付金等の紹介などを行いました。

相談者は3人の弁護士、民医連診療所のレントゲン技師などが携わり、4回線の臨時電話で対応しました。また、生活困難者の相談のために生活と健康を守る会のボランティアの参加もありました。

最近の110番では、相談者が大変少ないことが多かったのですが、今回はほとんど途切れることなく、多くの相談がありました(写真)。

多くの相談者が地元地方紙を見たということでした。「110番」の1週間ほど前に記者会見して報道



を依頼したところ次の日に地元地方紙が報道してくれ、この報道を見て電話したという方が多かったです。今回はさらに独自のビラも作り、①かつてアスベスト患者が多発した工業都市に5万部ほど新聞折り込みで配ったこと②民医連診療所の周りにかつてアスベスト工場があったためその周辺に職員が全戸配布をしてくれたことなどによって110番を知り相談してきた方もかなりいました。

一方で高度成長期の被曝労働者の発病がピークを迎え、当時のアスベスト建造物の取り壊しのピークも近いと言われています。他方「110番」などで発掘できる患者さんが少なくなっており、危機感がありますが、今後もあきらめることなく支援を続けていかなければならないと思っています。

(静岡センター 相曾 茂)

**福地保馬名誉理事長 著作集 出版**

**「労働と健康—ディセント・ワークの実現を目指して」**

いの健全国センターの理事長を長年担っていただいた福地保馬名誉理事長の著作集が北海道大学出版会から発刊されます。全国センター季刊誌掲載の原稿も多くありますが、1冊にまとまり、改めて健康についての向き合い方を考えさせられます。いの健全国センター総会で頒布を予定しています。問い合わせは事務局まで。



**目次** はじめに.....

- 第1部 労働者の健康をみる基本的視点
  - 1, 健康をみる手がかりは労働のなかにある
  - 2, 労働者の健康は社会や時代を映す
  - 3, 健康障害予防の基本は発生の防止
  - 4, 健康な職場は「健康主体集団」がつくる

第2部 現代労働者の健康障害

第1章 情報化社会の労働と健康

- 1, VDT と VDT 労働
- 2, 頸肩腕障害の発生原因のとりえ方

第2章 過重労働下における労働者の健康

- 1, 働きすぎの健康学
- 2, 働くもののいのちと健康をどうまもる
- 3, 労働者の心の健康を考える

第3章 教育労働の多忙化と教員の健康

- 1, 教職員の健康問題と労働衛生法
- 2, 教育職場での健康主体の確立

第4章 労働の生涯にわたる健康問題

- 1, 職業がんの疫学
- 2, 6価クロムによる肺がんの疫学
- 3, 鉱山・炭鉱労働者の健康

第3部 ディーセントワークの実現をめざして

- 1, ディーセント・ワークの理解
- 2, 働くものと戦争—ILO の理念
- 3, 「8時間労働」こそ当たり前前の働き方
- 4, 勤務間インターバルと健康

**各地・各団体のとりくみ**

九州

あらゆる取り組みにジェンダー平等の視点を  
33回九州セミナー in 宮崎

第33回人間らしく働くための九州セミナー in 宮崎が11月18～19日宮崎市内で開催されました。今年の基本コンセプトは「性差別と人間らしく働く権利～ジェンダー平等社会を一緒に創ろう～」でした。

記念講演は、水無田<sup>みなした</sup>気流さん（國學院大学経済学部教授）の「『居場所』のない男、『時間』のない女—『時空の歪みを超えるために』私たちができることを考える」と角田由紀子さん（弁護士）の「職場におけるハラスメント、ジェンダー平等を阻むもの」でした。

水無田さんの話は、日本のジェンダー不平等の実態に触れたあと、日本の男性労働者の長時間労働が「関係貧困」を招いていること、そして「男らしさ」を求められていることと相まって男性の自殺の多さなど「命に係る問題は男性の方が深刻」と指摘しました。対して女性は「重い家庭責任」をそのままに働くことを求められていること、解決のために「働くこと、暮らすこと」を総合的に見直すことが提起されました。

また、角田さんからは多くのハラスメント事件に取組んできた経験もふまえた講演でした。戦争（最大の暴力）から日本のハラスメントに関する法的対



応の不十分さなどが作る幅広い「社会構造」からハラスメントをとらえるべきとし、ILO190号条約（仕事の世界における暴力及びハラスメントの撤廃に関する条約）を日本で批准する取り組みを進めようと呼びかけました。

パネルディスカッションも「ジェンダー平等社会を私たちの手に」をテーマに、家庭・職場・教育などの各分野から5人のパネリストが発言。ドイツ出身のパネラーからはドイツでは現在、閣僚が男女同数になっていることが紹介されました。

分科会は「ハラスメントのない職場を目指して」、「多様な働き方と健康」等8分科会で66演題が発表されました。集合形態でのセミナーは4年ぶり。約550人(一部リモート)が参加しました。職場づくりや働く人の健康を守る活動の学習・交流が深められ、来年につながる会となりました。（編集部）

**聞かせてください「本当のこと」アンケートの宣伝・普及を**

自衛隊ハラスメント・根絶プロジェクト 弁護士 佐藤 博文



自衛官の人権弁護団・全国ネットワークは、11月1日から自衛隊のハラスメント被害と組織の対応に関するアンケートアクションを開始しました。

その結果、開始から1週間で、自衛官本人から52件、自衛官の知人・家族から13件、合計65件の回答があり、記述欄には具体的に書いてくれる人も多く、怒嗟の声にあふれています。

これは、昨年五ノ井里奈さんの性暴力事件発覚以降、自衛隊内の深刻な人権侵害の実態が問題になり、今年8月18日に特別防衛監察の報告と有識者会議の提言がなされましたが、いずれも異常で深刻な被害実態に踏み込まず、解決方向を示唆するものではないことから、被害者らの声を可視化するために行うものです。

12月末を締め切りとし、アンケート結果を集約、分析したうえで、特別防衛観察報告や有識者会議提言に対するカウンター・レポートを作成します。そ

して、防衛省・自衛隊をはじめ、国会や報道機関、労働団体、人権団体、平和団体などに働きかけていく予定です。本誌読者の皆さんには、ぜひ、本アンケートの宣伝・普及をお願いします。

方法：WEBアンケート「自衛官の人権弁護団」  
(下記QRコードからアクセスしてください)

実施主体：自衛官の人権弁護団・全国ネットワーク

協力：自衛官の人権弁護団北海道/陸自未成年隊員自死国賠訴訟弁護団（札幌地裁）/陸自東北方面隊自死事件弁護団（岩手県・宮城県）/空自現職自衛官セクハラ国賠訴訟弁護団（東京地裁）/防衛大学いじめ人権裁判弁護団（横浜地裁）/海自「あけぼの」自死国賠訴訟弁護団（長崎地裁）/沖縄自衛隊セクハラ事件弁護団/現役自衛官セクハラで国賠訴訟支援クローバーの会



過労死  
防止シンポ

「何としても過労死をなくしていく」  
過労死等防止対策推進シンポジウム  
東京中央会場

11月8日、イイノホールにて、厚生労働省主催で開催され、約230人が参加しました (写真)。

冒頭に、武見敬三厚生労働大臣の挨拶 (審議官代読) がありました。続いて過労死等防止について考える議員連盟の田村憲久会長から「何としても過労死をなくしていく」と、力強い挨拶をいただきました。次に厚生労働省労働基準局総務課黒沢課長から令和4年度過労死等防止対策の白書の説明があり、勤務間インターバル制度導入を前向きに進めるよう訴えがありました。

続いて、過労死等防止対策推進全国センター代表幹事の川人博弁護士から過労死の具体事例8件の報告がありました。(介護施設、会社店長、通信衛星、建設会社社員、医師、SE、団体職員、運送会社) 重要な問題として労働時間の算定を問題提起され、労働時間の把握は使用者側の基本的な問題であることを指摘されました。前半の最後は過労死家族の会の5人から、辛い体験を語って頂きました。息子を亡くされた母親が3人、夫を亡くしひとり親で子育てした妻が2人でした。業種は違っても背景にあるのは、長時間労働と重い責任を課せられ、ハラスメントなどの過重労働が原因で尊い命が奪われました。「過労死は人災、人が命を奪う」「息子は死を



もって問題提起した」「異常な働き方が日常でした。」涙とともに訴えた遺族の言葉は聴く人の心に奥深く響いたと思います。

その後休憩を挟み、3会場に分かれて講演いただきました。A会場は産業カウンセラーの三木啓子氏が「ハラスメントのない職場環境にむけて」と題して講演されました。B会場は(株)花原精密から「労働環境向上取組事例と4つのポイント」と、老人ホーム施設長から「ずっと働き続けたいに寄り添う」、労働組合事例報告として「労働時間短縮に向けて」の報告がありました。C会場は岩井羊一弁護士が「精神障害の新しい労災認定基準」について講演されました。

いずれの会場も質問がだされるなど大変充実したシンポジウムとなりました。

(過労死を考える家族の会 寺西笑子)

私の一冊 ③⑤ JMITU 川口英晴 『百姓一揆』 若尾政希

労働組合の中では、団結とは、たたかうとは、という根本問題と向き合う事が多々ある。

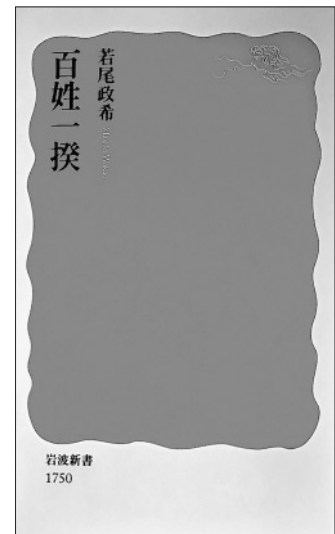
労働組合の教科書には、サボタージュ、ラダイトの反乱など自然発生的に起きたものが組織化されてきた過程が記述されている。日本では雨宮製糸のストライキが始まりとの記述もある。雨宮製糸の女工さんたちに階級意識や労働者の権利が深く自覚されて蜂起したとは思えない。

彼女たちをそうした行動に駆り立てる土壌が既にあったのではないかと考えてみると、一揆という民衆の蜂起が、日本の被支配層の中で頻繁に起きてきたことに思いいたった。1981年に研究の成果として「一揆 (全5巻)」が東大出版会から出され、ダイジェスト的な「一揆 (勝俣鎮夫著)」が1982年に岩波新書から出されている。

本書は2018年にその後の研究成果を踏まえ、太平記読み、各地に伝わる一揆の物語などから一揆の深層に迫ったものである。民衆の団結とたたかい、世直し、要求実現に向けた運動の過程、知恵と力、

が豊かに存在してきた、それが一揆である。

非正規、貧困、LGBT、ジェンダー、原発、環境問題、さらには戦争、憲法まで、草の根からの運動が芽生えている今、日本人の深層にある団結の作法が今日の閉塞した社会を打ち破る力にならないか、明治維新前後に一つのピークになった一揆の躍動に学ぶべきことはないか、遅ればせながら、随分昔に読んだ全5巻に立ち返って学び直そうかと思う次第である。



岩波新書

# 「オンライン上のハラスメント」も調査

## ● 第2回 MIC セクハラ web アンケート調査 ●

日本マスコミ文化情報労組会議 (MIC・議長 石川昌義新聞労連委員長) 女性連絡会は、2023年7月3日～8月27日、第2回セクハラアンケートをMICの仲間を含む、マスコミ産業で働く人たちを対象にweb上で行いました。

回答者数は、男性590人、女性431人、その他・無回答6人で合計1027人。産別では、50.7%が印刷、次に新聞25.6%、放送9.3%と出版8%、音楽3.3%と続きました。

セクハラに関する質問では、「この5年間にセクハラを受けたことがありますか」に対して、1027人中、178人 (17.32%) が「受けた」と回答しました。性別では女性が、431人中144人 (33%) 受けており、男性590人中32人 (5%) とは大きな差がありました。

セクハラを受けた時期について (複数回答可) は、この5年間で直近の1年が96人と最も多い結果でしたが、セクハラは一生に1回だけ受けるという現状ではなく、毎年受けている回答者が20人もいました。

女性144人と男性32人が受けたセクハラの内容について、女性は④「結婚しないの?」などの自己決定権に関わる質問をされたがトップで144人中60人 (41.7%)。次に⑩「必要もないのに身体的接触をされた」50人 (34.7%)、③「容姿や年齢身体的な特徴について聞かれた、からかわれた」43

人 (29.9%) と続きました。女性回答者 (144人中無回答2名を除く) 142人の平均選択個数は3.13項目でした。

男性は①「男のくせに」などと言われたがトップで11人、④が9人、③が7人で、男性回答者 (32人中無回答3人を除く) 29人の平均個数は1人1.97項目でした。

今回新設の㉕「オンライン上でハラスメントを受けた (顔出しの強要など)」は女性6人、㉖「望んでもいないのにしつこく交際相手を紹介された」は女性7人が経験していました。(表1)

セクハラ被害を受けた人と見聞きした人297人中、相談した人は91人 (30.6%)、しなかった・できなかった人は147人でした。被害をうけたり見聞きした場合、一定数は相談していますが、約半数の49.5%は相談していませんでした。

相談しなかった理由のTOPは、「相談しても解決しないと思うから」92人。「社内に相談窓口がない」との回答も23人ありました。セクハラ相談窓口設置が事業主に義務付けられて以降も「社内に相談窓口がない」という回答があり、逆に、直近で回答者数が増えています。

MIC女性連絡会では、これらの結果を踏まえて、今後アンケート結果の説明、活用の仕方について学習会などを開き、組合や産別の要求に繋げていく予定です。(新聞労連 及川しほ)

表1 どのようなセクハラだったか 母数は、この5年間でセクハラ被害にあったと回答した178人

どのような被害でしたか?	女性	%	男性	%	その他	%	合計(人)	合計(%)
① 「女性は職場の花」「女のくせに」「男のくせに」などと言われた	29	20.1	11	34.4	2	100.0	42	24
② 「女の子」「お母さん」「おっさん」「おばさん」などと呼ばれた	31	21.5	0	0.0	2	100.0	33	19
③ 容姿や年齢身体的な特徴について聞かれた、からかわれた	43	29.9	7	21.9	1	50.0	51	29
④ 「結婚しないの?」「子供生まないの?」などの自己決定権に関する質問をされた	60	41.7	9	28.1	1	50.0	70	39
⑤ 仕事と関係の無い食事やデートなどへの執拗な誘いを受けた	38	26.4	2	6.3	0	0.0	40	22
⑥ キャバクラやスナック、性的な遊興への同行を無理強いされた	3	2.1	2	6.3	0	0.0	5	3
⑦ 出先、住居等までつけまわされた (ストーカー行為)	10	6.9	1	3.1	0	0.0	11	6
⑧ 自宅までの送迎を強要された	3	2.1	0	0.0	0	0.0	3	2
⑨ 職場や研修の旅行や宴会の際に、ゆかた等に着替えることを強要された	1	0.7	1	3.1	0	0.0	2	1
⑩ 出張への同行を強要したり、出張先で不必要に自室に呼ばれたりした	1	0.7	1	3.1	0	0.0	2	1
⑪ 性自認、性的指向に関してもからかい等を受けたり、見聞きするに堪えない卑猥な言動を受けたりした	13	9.0	2	6.3	1	50.0	16	9
⑫ 男性、女性に関わらず性的な経験や性生活について質問されたり、無理に聞かされたりした	30	20.8	5	15.6	1	50.0	36	20
⑬ 意図的に性的な噂を流された (アウティング)	6	4.2	2	6.3	0	0.0	8	4
⑭ 性的な含みのある手紙やメール、ライン、電話などを受けた	20	13.9	0	0.0	1	50.0	21	12
⑮ ヌード写真を見せられたり、壁やPCの画面に掲示されたりした	3	2.1	0	0.0	0	0.0	3	2
⑯ 職場に、下着やランニング姿で歩き回ったり、スポンをおろしてシャツを直したりするなどの行為をする人が居る	10	6.9	2	6.3	0	0.0	12	7
⑰ 胸やお尻など体の一部をじっと見つめられた (不快な視線)	16	11.1	0	0.0	1	50.0	17	10
⑱ 必要もないのに身体的接触 (キス、抱きつく、肩もみ、胸をさわる等) をされた	50	34.7	3	9.4	0	0.0	53	30
⑲ 飲酒を強要された	8	5.6	2	6.3	0	0.0	10	6
⑳ 酒席で何か芸をするようにとかコスプレなどを強要された	5	3.5	2	6.3	0	0.0	7	4
㉑ お酌やカラオケのデュエット、チークダンスの相手をするよう強要された	6	4.2	0	0.0	0	0.0	6	3
㉒ ホテルに誘われた、性的関係を強要された	10	6.9	0	0.0	0	0.0	10	6
㉓ 相手の身体部位を触るよう強要された	4	2.8	0	0.0	0	0.0	4	2
㉔ 他の同僚にしないようなプレゼントを何度も受けた	8	5.6	1	3.1	1	50.0	10	6
㉕ オンライン上でハラスメントを受けた (顔出しの強要など)	6	4.2	0	0.0	0	0.0	6	3
㉖ 望んでもいないのにしつこく交際相手を紹介された	7	4.9	0	0.0	0	0.0	7	4
その他	24	16.7	4	12.5	0	0.0	28	16
無回答	2	1.4	3	9.4	0	0.0	5	3
この5年間でセクハラ被害にあったと回答した人数→	144		32		2		178	291
無回答を除く選択した個数合計	445		57		1			
無回答を除く一人平均選択項目数	3.13		1.97		5.5			